

ケアセンターwith 重要事項説明書

(2024 年 10 月 1 日現在)

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会
所在地	世田谷区下馬 2-20-14
電話番号	Tel 03 (5712) 5101 (代表) fax 03 (3410) 3813
代表者氏名	理事長 横山 康博
設立時期	1996 年 (平成 8 年) 10 月
法人の沿革・特色	1981 年 10 月世田谷ボランティア協会を設立し、ボランティア活動を発展させる活動を展開する。プレーパーク事業 (2006 年 4 月に NPO 法人取得) や福祉ショップりんりん事業 (2007 年 3 月に終了) など多岐にわたり活動を進め、1996 年 10 月社会福祉法人として生まれ変わる。同年 11 月、身体障害者デイサービスふらっとの運営を開始する。(2006 年 10 月よりケアセンターふらっとに名称変更) 2002 年 7 月 ケアステーション連 (訪問介護) ケア相談センター結 (居宅介護支援) 開設。2005 年 3 月せたがや災害ボランティアセンター開設。
法人が所有する施設・拠点	世田谷ボランティアセンター・せたがや災害ボランティアセンター(下馬) 北沢・玉川・烏山ボランティアビューロー及び砧ボランティアビューロー準備室 障害者総合支援法による通所施設 ケアセンターふらっと(下馬) 介護保険による地域密着型通所介護 ケアセンターwith(下馬) 居宅介護支援事業所 ケア相談センター結 (下馬) 地域障害者相談支援センター ぽーとせたがや (下馬) 訪問介護事業所 ケアステーション連 (下馬)

2 施設の概要

施設の名称	ケアセンター with
所在地	世田谷区下馬 3-22-13 サザン三軒茶屋
電話番号	03-6805-4715
代表者氏名	施設長 辻川 彰
サービスの種類	通所介護事業 (地域密着型)
事業所番号	1371206697
施設の目的	高齢者などが地域で豊かな生活が営めるように支援、相談を行う。特に高次脳機能障害者に対応します。
施設開設年月日	2007 年 (平成 19 年) 3 月 1 日
敷地面積・延床面積	延床面積 162.29 m ²
1 日あたりの定員	18 人
営業日	月曜日から土曜日の 9 時から 17 時

	ただし国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除きます。 基本サービス提供時間は、月曜日から土曜日の 9 時 45 分から 16 時までです。 やむを得ない事情により臨時に休業日を定めたり、提供時間の変更をすることがあります。
運営方針	サービスの提供にあたっては利用者の自己選択・自己決定を大切に、利用者の生活が豊かになるように支援していきます。 サービスの実施にあたっては、地域の医療機関や行政などの福祉機関と連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
職員への研修の実施状況	研修会へ積極的参加の奨励。専門医や補装具業者等専門家を招いての勉強会の実施。当法人内福祉事業部全体による合同カンファレンスの実施

3 施設の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	資格等
施設長	1		社会福祉主事 介護支援専門員
生活相談員	3		社会福祉主事 介護福祉士 兼務
言語聴覚士		1	月に 2 回 2 時間 言語訓練
介護職員	3	3	生活相談員兼務 うち介護福祉士 5 名
その他職員		2	運転業務等
看護師		1	毎朝のバイタルチェック時 みなみ東京訪問看護ステーション
医師（嘱託医）		1	リハビリテーション医師
事務（兼務）	1		本部に在籍

4 施設の設備等の概要

設備の種類	面積	備考
食堂兼機能訓練室	84.9 m ²	
厨房	14.1 m ²	調理実習スペース
シャワー室	4.40 m ²	
相談室	10.5 m ²	
静養コーナー	6.00 m ²	介護用ベッド
トイレ	4 箇所	
事務室		

5 サービスの内容

基本サービス	自己選択・自己決定を基本にプログラムを本人と相談して決定します。 本事業所で行う通所介護の内容は次のとおりです。なお、サービス提供に当たっては具体的なサービス内容を記載したケアサービス計画（通所介護計画）を作成し実施します。 (1) 機能保持の実施 日常生活の不便や、障害に伴う苦痛の緩和のためのトレーニングやプログラムを一緒に考えます。 (2) 創作的活動の実施 利用者の特技を活かした機会を勘案し、パソコン、写真、書、手工芸など、希望にそって多種多様な内容に対応します。 (3) 料理活動 季節のおやつ作り、昼食作り、副菜・汁作りなどをおして利用者が主体となって生活が進められるよう「食生活」を切り口にトレーニングできる機会を設けます。 (4) 仲間づくりや人間関係の輪を広げるための活動の実施 利用者同士の仲間づくりをはじめ、ボランティアの受け入れを積極的に行い、利用者の暮らしの幅を広げ、更にサポートの層を厚くすることをはかる。また、法人の独自性を生かしボランティア育成の講座、諸機関からの研修生の受け入れなど、障害者の理解をはかる機会を作りひらかれた施設としての役割を果たします。 (5) 所外活動の実施 外出や買い物など希望に応じて可能な限り所外活動を実施します。障害があることにより生活圏を縮小させることなく、病前同様の活動が活発におこなえるよう社会資源を積極的に利用し、アクティビティを高めます。
食事サービス	昼食の内容は、お弁当を買いに行く、外食に行く、施設内調理で料理を作るという内容から皆で週間スケジュールを決めます。

送迎サービス	法人所有車両にて送迎サービスを提供します。 自主通所を希望の場合は、当事業所職員とご本人またはご家族の間で十分な安全を確認のうえ、通所いただきます。自主通所範囲は、ご自宅から当事業所間といたします。通所中の事故等につきましては当事業所では責任を負いかねます。あらかじめご了解ください。
相談事業 特に高次脳機能障害者 に対応します	世田谷ボランティア協会では、高次脳機能障害に関する相談窓口を開設し（03-5712-5105）、当事者と家族を専門的に支援しています。また、多様な状態像の高次脳機能障害に対し関連機関、当事者グループ、家族会などとの連携、適切な情報の提供などをおこないます。

6 利用料金

(1) 介護保険法に定められた額（利用料）のうち個人負担額（定率負担）を利用者本人より徴収します。金額については、【契約書別紙】をご参照ください。

(2) 以下の費用については利用者の自己負担としてお支払いいただきます。

- ① 昼食費 1食あたり 650円（お茶代・おやつ代含）
- ② 日常の外出時に、車両を利用した場合、300円/回（ガソリン代などとして）
- ③ 手工芸等の材料実費
- ④ 前各号のほか外出時等に必要な個人的にかかる費用（飲食代、自分の買い物など）

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料が必要です。

	キャンセル料	昼食代
利用日の午前9時までに連絡いただいた場合	無料	無料
利用日の午前10時までに連絡がなかった場合	利用料分	無料

ただし、以下の例外事項の場合はキャンセル扱いとしない。

- ・ 非常災害時（事故の発生、火災、風水災害、その他避けることの出来ない事由）
- ・ 忌引（父母、配偶者、祖父母、配偶者の父母、または兄弟姉妹、または子どもが死亡したとき）
- ・ 急な体調の変化

(4) 支払い方法

上記の(1)(2)－①②に関する料金の支払いは自動引き落としにてお支払いいただきます。その際、ひと月ごとに計算し翌々月10日以降に請求し、登録いただいた口座より27日に引き落とされます。過誤請求があった場合は、国保連より金額が確定した段階で精算いたします。(2)－③④についてはその都度精算いたします。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービス利用が決定した場合は、【契約書】【契約書別紙】【重要事項説明書】についての説明に同意の上、契約を締結し、サービス提供を開始します。契約の有効期間は介護保険者証に記載された有効期間と同じです。ただし、引き続き要介護認定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

(2) 通所介護計画

適切なサービスを提供するために、利用者と一緒に短期・長期の目標をたて、目標達成するためのプログラムを作成します（通所介護計画書）。通所介護計画書は必要に応じて居宅支援事業所と相談の上、本人と話し合いのうえ見直します。

(3) サービスの終了

- ① 利用者が当施設に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者のやむを得ない事情がある場合は、予告期間内でも契約を解除することができます
- ② 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、契約を解除させていただくことがあります。
- ⑤ やむを得ない事情により当事業所を閉鎖または縮小する場合、契約を解除する場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(4) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設などに入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

8 緊急時の対応方法

利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
メールアドレス	

9 非常災害時の対応

火災・地震・その他の非常災害に対する具体的計画は、当法人の定める消防計画等に基づいて実施する防災訓練等に参画し非常災害対策に万全を期しております。また、発災時に必要と考えられる最小限の備蓄品については準備します。

10 この契約に関する苦情・相談窓口

なお、当施設では処遇上の苦情対応について独自の取り組みを行っています。

当施設ご利用相談・苦情窓口

担当者	辻 川 彰
電話番号	03-6805-4715
受付時間	月～土 8時30分から17時30分 まで

当法人の苦情解決責任者

担当者	山 内 聡
電話番号	03-5712-5105
受付時間	月～土 8時30分から17時30分 まで

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

社会福祉法人 世田谷ボランティア協会の第三者委員

芦刈伊世子（ あしかりクリニック院長 精神科医師 ）

連絡先 〒164-0011 中野区中央5-44-9

電 話 03-3380-3272 FAX03-3380-3273

丸山 晃（ 立教大学コミュニティ福祉学部 特任准教授 ）

連絡先 〒176-0012 練馬区豊玉北3-24-8-102

電 話 090-3804-8700

E-mail maruyama064@toyo.jp

当施設以外に、利用に関する全般については世田谷区の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

世田谷総合支所 保健福祉課	03-5432-2850
北沢総合支所 保健福祉課	03-6804-8701
玉川総合支所 保健福祉課	03-3702-1894
砧総合支所 保健福祉課	03-3482-8193
烏山総合支所 保健福祉課	03-3326-6136
	受付時間 月～金 9時から17時まで

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9～17時

当法人で運営している「ケアセンター with」におきましては、皆様の個人情報の重要性を十分に認識し、その保護の徹底を図ります。利用者、その家族の個人情報は、以下の目的以外には利用しません。また、当事業所におきましては、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人及び家族の同意を得ることなく外部に提供しません。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

- 当事業所におけるサービスの提供
- サービス利用計画(ケアプラン)の作成
- サービス提供実績の記録
- 個別援助計画の作成
- 情報の内容等の記録
- 介護保険の請求事務
- 賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届け出など
- 病院、診療所、他の介護サービス事業所などとの連携が必要な場合
- 法令などにより開示を義務付けられた場合

「ケアセンター with」において、サービス利用計画（通所介護計画）書の作成、サービス内容について必要がある場合、及び介護保険の請求事務等において、私及び、家族の個人情報を、提供することに同意します。

【利用者】 住 所

氏 名 (印)

【 家族代表 】 住 所

氏 名 (印)

年 月 日

「ケアセンター with」(通所介護事業)の利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書及び重要事項説明書別紙を交付して、重要な事項を説明しました。

【 事 業 者 】

(所 在 地) 世田谷区下馬 2-20-14

(名 称) 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会

理 事 長 横 山 康 博

(説 明 者) 「ケアセンター with」

氏 名 _____ 印

私は、重要事項説明書の交付を受け、これから利用する「ケアセンター with」の重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

【 利 用 者 】

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

【 代理人または立会人等 】

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印